

調査報告書の公開までに時間を要した理由について

芦屋町いじめ問題調査委員会調査報告書（原本）は、令和7年7月3日に教育委員会へ提出されました。

公開版の作成にあたっては、原本に多数含まれていた個人情報等の精査が必要であったため、公開までに一定の期間を要しました。

公開までの主な理由は次のとおりです。

1 個人情報・家庭情報の精査に時間を要したため

原本には、児童や保護者の家庭状況、家族間のトラブル、健康情報、行動の詳細など、個人が特定されるおそれのある情報が多数含まれていました。

これらは、芦屋町情報公開条例第6条に基づき公開できないため、削除範囲の特定と内容の確認に時間を要しました。

2 出欠状況など「指導要録情報」が含まれていたため

原本には、児童の欠席・遅刻・早退の具体的な記録が記載されていました。

これらは 学校教育法施行規則第28条 に定める「指導要録の記載事項」に該当し、原則として公開できない情報であるため、慎重な判断が必要でした。

3 関係者の権利利益に配慮する必要があったため

家庭間の対立や保護者の感情的な評価など、公開により関係者の権利利益を損なうおそれのある情報が含まれていました。

これらの扱いについて、公開に適した形に整えるための検討を重ねました。

4 公開版として文脈が不自然にならないよう再編集が必要だったため

単純な黒塗りでは文章の意味が通らなくなる箇所が多く、「(※個人情報のため削除)」といった注記を用いながら、文脈を保つための編集作業を行いました。

5 法的観点からの確認を行ったため

公開にあたり、

- ・個人情報保護
- ・名誉毀損・プライバシー侵害の防止
- ・個人が特定されるおそれのある情報の有無

などについて、専門家（学校弁護士）による確認を行いました。

まとめ

原本に含まれる個人情報等の精査、法的確認、公開版の編集作業などに時間を要したことから、調査報告書の公開までに一定の期間をいただくこととなりました。

関係者の皆さま、そして町民の皆さまには、ご理解いただけますと幸いです。